



下水道だより

人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取

鳥取市環境下水道部 下水道経営課
平成27年12月発行
TEL 0857-20-3923

No.009

平成27年9月定例市議会において 平成26年度下水道等事業の決算が認定されました

財政状況

収益的収支（税抜き）の収入は、下水道使用料29億4,042万円（微増）を含む営業収益が53億3,715万円（1.86%増）で、営業外収益を合わせた総額では97億5,070万円（47.5%増）となりました。

一方、費用は、減価償却費57億2,100万円を含む営業費用が77億7,373万円（39.6%増）、営業外費用と特別損失を合わせた総額では94億7,660万円（30%増）となりました。

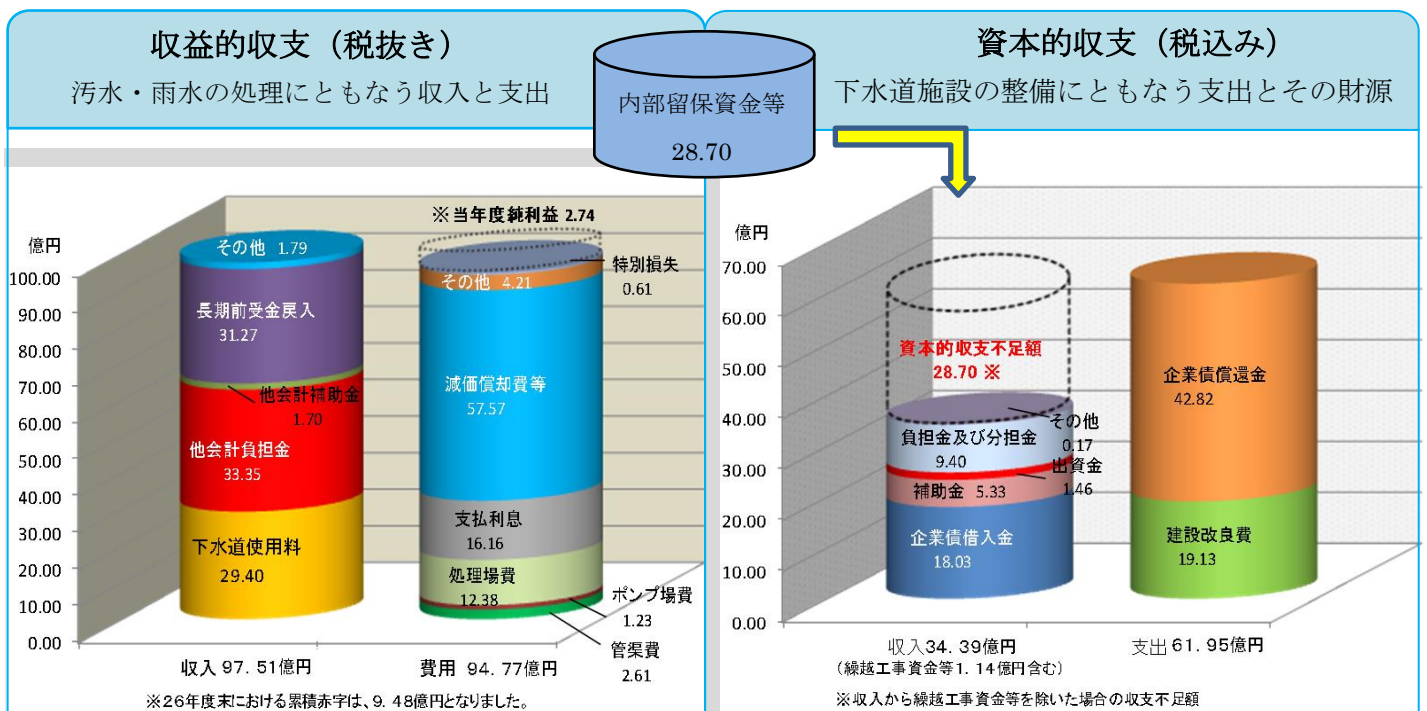
これにより、当年度は、2億7,409万円の純利益を計上することとなりました。

しかし、いまだ9.48億円の累積損失を抱えており、これを速やかに解消することが本市下水道財政における喫緊の重要課題となっています。

次に、資本的収支（税込み）の収入は、前年度分の繰越工事資金等1.14億円を含め、総額34億3,894万円（39.8%減）となりました。

一方、支出の総額は、61億9,450万円（19.1%減）となりました。

資本的収入額（前年度繰越工事資金等を除く）が資本的支出額に不足する額28億6,984万円は、内部留保資金等で補てんしました。 ()内の数字は対前年度比



経営状況

今年度末の水洗化人口は、前年度比0.1ポイント減の171,686人となり、水洗化率は、96.1%と前年度に比べ0.1ポイント減少しました。

有収水量は206千 m^3 減の19,966千 m^3 となり、有収率は、82.3%と前年度に比べ0.3ポイント減少しました。

人口減少、節水意識の高まり等により有収水量の減少が見られる一方で、労務単価や燃料費等の上昇により施設の運転管理費は増加傾向にあることから、下水道等事業を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

未普及解消及び施設の長寿命化等を計画的に進めると同時に、水洗化率や使用料の徴収率向上をはじめ、効率的な業務運営に心がけ、より一層の経営健全化に努めてまいります。

実施事業

○下水道使用料について、基本使用料を据え置き、1 m^3 ～8 m^3 及び101 m^3 ～200 m^3 に累進区分を設け、100 m^3 までは改定額が一律48円（税抜）とする内容の新料金改定を平成26年4月から適用し、7月分から新料金で賦課しました。

○未普及解消下水道事業により未普及地区での公共下水道の整備を進めました。

○地震対策下水道事業により栄町地内ほかで管更生を実施し、管路の耐震化を行いました。

○水質保全下水道事業により千代水クリーンセンターなどの施設整備を進めました。

○資源循環形成下水道事業により秋里下水処理場の施設整備を進めました。

用語解説

他会計繰入金：主に雨水処理に充てる経費等で、市の一般会計が負担するもの。

減価償却費：複数年にわたり使用できる施設等を新設又は購入した場合に、当該事業年度にすべて費用化せず、定められた耐用年数に応じて年度ごとに配分される費用のこと。

長期前受金戻入：会計基準改正に伴い、償却資産の減価償却見合い分を収益化したもの。

企業債：施設の新設や更新のために外部から借入れたお金のこと。

建設改良費：施設の新設や改良にかかる費用のこと。

内部留保資金：主に減価償却費のこと。これらは、会計上、費用として計上されるが、実際には現金として支払われるわけではなく、企業内に留保されている。

有収水量：処理場で処理された汚水量のうち、料金収入の対象となった汚水量のこと。

$$\text{有収率（\%）} = \text{年間総有収水量（}m^3\text{）} \div \text{年間総処理水量（雨水除く）（}m^3\text{）}$$

下水道等使用料に関する審議会答申が提出されました

平成27年11月26日、鳥取市下水道等事業運営審議会の杵見会長（鳥取大学副学長）より、深澤市長に対し下水道等使用料の料金改定に関する答申書が提出されました。

本答申では、下水道財政の健全化や将来の更新投資に必要な財源確保のため、平成28年10月1日以降に賦課する料金を対象に、平均改定率（※）にして14.6%の値上げとすることが適当という内容となっています。



答申書を読み上げる杵見会長（左）、深澤市長（右）

この答申内容に従って料金を改定した場合、平均的な一般家庭（20 m^3 /月）で月額304円（税抜き）の値上げとなります。本市では、答申で示された内容を尊重しつつ、より一層の経営の効率化に努めてまいります。

（※）平均改定率とは、新料金で計算した場合に現行料金に比べて料金収入全体で何%増加するかを示した割合のこと。

「快適・環境都市 鳥取」の実現に向けて
鳥取市下水道アクションプログラム（概要版）
（平成25年～平成29年）

鳥取市中期ビジョンに定められた下水道の将来像を実現するため、5年間に実施すべき施策を明らかにしています。アクションプログラムでは、以下の5つの方針ごとに施策をたて、市街地から中山間地等に暮らすすべての市民が心豊かに健やかで安心して生活できる「快適・環境都市 鳥取」の実現を目指します。

『5つの方針』

『施策』

①安全なまちづくりの強化

浸水・地震等の災害による被害を最小限にとどめる安全なまちづくりをめざします。



○浸水対策

- ・市街化区域内の浸水地域の把握
- ・浸水対策の推進

○地震対策

- ・施設の耐震化及び減災対策の実施
- ・警報システムの充実
- ・地震時業務継続計画の策定

○道路陥没事故の未然防止

- ・陥没箇所の削減

○合流式下水道の改善

- ・汚濁負荷量の削減
- ・公衆衛生上の安全確保
- ・夾雑物の削減
- ・宅内分離制度の推進

②暮らしやすいまちづくりの実現

整備手法や整備時期について地域の裁量性を高めつつ汚水処理の未普及地域の整備を図ります。

○公衆衛生の向上・生活環境の改善

- ・市街化区域や湖山池周辺地域の整備
- ・公共下水道の整備による水質改善
- ・集落排水施設等の整備による水質改善
- ・効率的な整備手法の選択による汚水処理の普及

③環境にやさしいまちづくりの実現

公共水域の水質の改善及びエネルギー対策、資源循環の促進に努めます。

○公共用水域の水質改善

- ・接続率の向上による水質改善
- ・湖山池の水質改善

○エネルギー対策、資源循環の促進

- ・エネルギーの創出
- ・下水汚泥の有効利用

④計画的施設管理及び効率化の実現

新規整備から、維持管理・延命化・改築までを一体的にとらえ、施設を適切に管理します。

○下水道施設の資産管理

- ・ストックマネジメントの導入

○下水道施設空間の活用

- ・公共下水道における施設空間の有効活用

⑤下水道事業の経営健全化

経営基盤の強化のための取組みを推進します。

○経営基盤の強化及び啓発活動

- ・コスト削減対策
- ・収入の確保
- ・住民に対する啓発活動

◇鳥取市下水道アクションプログラムは、鳥取市公式ウェブサイト、下水道企画課のページから、より詳しくご覧になれます。

▶▶問い合わせ先

●鳥取市下水道企画課 計画係

▶電話 0857-20-3303

▶FAX 0857-20-3318

▶E-mail ges-plan@city.tottori.lg.jp

下水道等使用料もペイジー口座振替の取扱いになりました

キャッシュカードを使って簡単に口座振替の申込みができる「ペイジー口座振替受付サービス」を、下水道使用料、集落排水施設使用料等でも利用できるようになりました。この機会に、納め忘れがなく便利で確実な口座振替を、ぜひご利用ください。

- 取扱料金（下水道関係）** ▶下水道使用料 ▶集落排水施設使用料 ▶浄化槽使用料
- 受付場所** ▶債権管理課・保険年金課・高齢社会課・児童家庭課（市役所駅南庁舎1階）
▶建築住宅課（市役所本庁舎1階） ▶各総合支所市民福祉課
- 対象金融機関** ▶鳥取銀行 ▶山陰合同銀行 ▶鳥取信用金庫 ▶中国労働金庫
▶ゆうちょ銀行 ▶島根銀行

ご用意いただくもの

- ☆上記金融機関のキャッシュカード（通帳、お届印は不要）
- ☆本人確認書類（運転免許証、保険証など）
- ☆口座振替を希望する使用料金の納付通知書

注意事項

- ☆キャッシュカードの名義人本人が手続きする必要があります。
- ☆給与、年金等から特別徴収されている人は対象外です。
- ☆従来の、通帳印と申請書を用いた方法による手続きも継続して行います。この場合は従来どおり金融機関で手続きをお願いします。

▶問い合わせ先
●鳥取市下水道経営課 料金係
▶電話 0857-20-3302
▶FAX 0857-20-3319
▶E-mail ges-keiei@city.tottori.lg.jp

下水道を正しく使用しましょう

異物混入による下水道管やマンホールポンプの詰りが発生しています。中には、周辺の下水道機能が一時的にストップするというトラブルも起きていますので、次のことに気をつけて正しく使用してください。

台所では…

食用廃油等の油脂類、調理くず、残飯などを流すと下水道管の詰り、悪臭の原因になりますので、流さないようにしましょう。



洗濯場・風呂・洗面所などでは…

洗濯では、リンを含まない洗剤を使いましょう。毛髪などは下水道管を詰まらせる原因になるので、排水目皿等を用いて、下水道管に入らないようにしましょう。

危険物は流さないで

ガソリン、シンナー、石油類などは下水道管内等で、爆発する恐れがありますので、流さないでください。

トイレでは…

トイレットペーパー以外の紙おむつ、タバコ、ウェットティッシュなどの水で溶けない紙は流さないでください。



▶問い合わせ先
●鳥取市下水道経営課 普及係
▶電話 0857-20-3304
▶FAX 0857-20-3319
▶E-mail ges-keiei@city.tottori.lg.jp